

国道利第10号
令和4年9月9日

各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省道路局長

「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」の一部改正等について

「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」（令和2年6月5日付け国道利第5号。以下「特例通知」という。）については、新型コロナウイルス感染症の状況、特例通知による措置（以下「特例措置」という。）の活用状況等に鑑み、今般、別紙のとおり改正し、令和5年3月31日まで占用の期間を延長することとしたので、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、特例措置による取組の実施主体が、特例措置終了後においても当該取組の実施を希望する場合には、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱い」の一部改正等について」（令和2年11月10日付け国道利第16号）記1及び2(1)並びに下記事項に留意しつつ、令和5年3月31日までに、道路法（昭和27年法律第180号）における歩行者利便増進道路制度を始めとする占有特例制度への移行を適切に図られたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済みである。

記

○ 沿道の飲食店等による道路占有に係る占有料の取扱い

特例通知の記1の趣旨に鑑み、沿道の飲食店等がテイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための施設（仮設でないものを含む。）を路上に設置することに伴う道路占有について、当該施設の設置に併せて占有主体により提案される道路維持管理への協力（占有区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）が行われる場合にあっては、令和5年3月31日までの間に限り、占有料を徴収しないものとする。

○「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」（令和2年6月5日付け国道利第5号）

（下線部分が改正部分）

改正後	現 行
<p>1・2 （略）</p> <p>3 備考</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 本通知による緊急措置は、本日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に限るものとする。</p> <p>(3) 本通知により、既に<u>令和4年9月30日</u>までを期間とする占用の許可を行っている占有物件については、<u>期間更新の手続により、令和4年10月1日から令和5年3月31日</u>までのいずれかの日までを期間とする占用の許可を行うことができることとする。</p> <p>別紙</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占有許可基準</p> <p>1 趣旨</p> <p>沿道飲食店等の路上利用（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け（同年5月25日改定）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に定める「三つの密」の回避など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応</p>	<p>1・2 （略）</p> <p>3 備考</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 本通知による緊急措置は、本日から<u>令和4年9月30日</u>までの間に限るものとする。</p> <p>(3) 本通知により、既に<u>令和4年3月31日</u>までを期間とする占用の許可を行っている占有物件については、<u>期間更新の手続により、令和4年4月1日から令和4年9月30日</u>までのいずれかの日までを期間とする占用の許可を行うことができることとする。</p> <p>別紙</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占有許可基準</p> <p>1 趣旨</p> <p>沿道飲食店等の路上利用（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け（同年5月25日改定）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に定める「三つの密」の回避など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応</p>

するための暫定的な営業形態として、沿道の飲食店等が、テイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための仮設の施設を路上（路端に近接する部分を含む。）に設置することをいう。以下同じ。）に伴う道路占用の許可に当たり、当該路上利用が以下の要件を満たす場合においては、令和2年6月5日から令和5年3月31日までの間に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、いわゆる無余地性の基準等について弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として当該路上利用を支援するものとする。

2 要件

(1)・(2) (略)

(3) 占用の期間

令和2年6月5日から令和5年3月31日までの間で必要最低限の占有期間を設定すること。

(4)～(6) (略)

3 (略)

するための暫定的な営業形態として、沿道の飲食店等が、テイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための仮設の施設を路上（路端に近接する部分を含む。）に設置することをいう。以下同じ。）に伴う道路占用の許可に当たり、当該路上利用が以下の要件を満たす場合においては、令和2年6月5日から令和4年9月30日までの間に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、いわゆる無余地性の基準等について弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として当該路上利用を支援するものとする。

2 要件

(1)・(2) (略)

(3) 占用の期間

令和2年6月5日から令和4年9月30日までの間で必要最低限の占有期間を設定すること。

(4)～(6) (略)

3 (略)